

狛江市教育委員会教育部

図書館長 細川 浩光 様

狛江市立図書館協議会

委員長 小刀稱 進

こまえ電子図書館の利用促進について（答申）

令和6年6月6日付け狛教教図発第000023号により諮問を受けたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

（1）こまえ電子図書館の概要について

こまえ電子図書館は、新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民の利便性向上に向け、図書館に来館しなくても書籍の貸出しが可能なサービスとして、令和2年6月10日に開館した。貸出対象は、市内在住・在勤・在学で図書貸出券を所有している者とし、貸出冊数は1人2点までとしている。

タイトル数は年々増加している一方で貸出回数は減少傾向が見られる。利用が多い年齢層としては、40歳から49歳が17.2%、50歳から59歳が15.9%となっており、6歳から12歳の小学生は4.4%、13歳から15歳の中学生の利用は1.2%となっている。紙媒体の上位は、1位が41歳から50歳、2位が71歳以上、3位が31歳から40歳の順であるから、紙媒体と比較すると若い世代の利用が多いと言える。

またジャンル別の貸出回数では、1位が「小説・物語」、2位が「絵本」、3位が「食品・料理」となっている。

（2）電子書籍のメリット・デメリットを活かした所蔵について

電子書籍は原則2年、貸出回数52回の使用許諾契約であることから、図書館の所蔵として保管することはできず、また紙の書籍に比べて高価であること、絵本などの繊細な色使いや紙の質感は紙媒体でしか表すことができないことなどから、単に紙の書籍の代替として選書することは望ましくない。

一方で、利用に際し時間や場所を選ばないことや拡大・縮小、音声読み上げが可能なこと等、電子書籍だからこそそのメリットも多く存在する。そのメリットを活かしながら選書・所蔵していくこ

とが肝要であると考え。具体的には、なかなか図書館に足を運ぶことが出来ないビジネスパーソン、高齢者施設の入居者、子育て世代等を対象とした書籍や、隙間時間に短時間で読める書籍、また対面では借りにくい書籍等、様々な特性を持つ対象者を想定し、戦略を持った選書・所蔵を希望したい。

(3) デジタル・ディバイドを意識した施策展開について

電子書籍は前述のとおり、文字の大きさを自由に変えられることから、とりわけ紙媒体の書籍に読みづらさを感じる高齢者にとって、利点が多いと考えられる。

そこで、デジタル・ディバイド（デジタル情報を利用できる人と利用できない人の情報格差）を解消するための施策展開を希望する。例えば「電子図書館の使い方講座」等を開き、利用者がデジタル機器への理解を深める機会を創出することを検討願いたい。図書館はアナログ資料の使い方のみならず、必要な情報に到達することのできるレフェラルサービス（図書館利用者の依頼に応じ、利用者が必要とする情報源となり得る人もしくは機関・組織を知らせるサービス。図書館のレファレンスサービスでは十分に対応しきれない、専門的あるいは最新の課題についての情報提供のために行われることが多い）として、デジタル資料の使い方についても啓発していく必要があると考える。

(4) こまめ電子図書館のPRについて

こまめ電子図書館の周知については、導入当初には、市報や図書館ホームページ、チラシの全戸配布等、PRを実施したが、現在は図書館ホームページでのバナー、また図書貸出券の登録時に電子図書館の案内パンフレットを配布しているに留まっている。盗難防止対策や場所の確保などの解決すべき課題はあるが、令和8年に開館する新設図書館等に、利用者が気軽に手に取ることができるタブレット等を用意し、電子書籍の利用のハードルを下げ、電子図書館の利用を促進するよう取り組んでいただきたい。